

そうぞう

2021年3月
No. **48**

特集

ネットと人権 子どもと人権

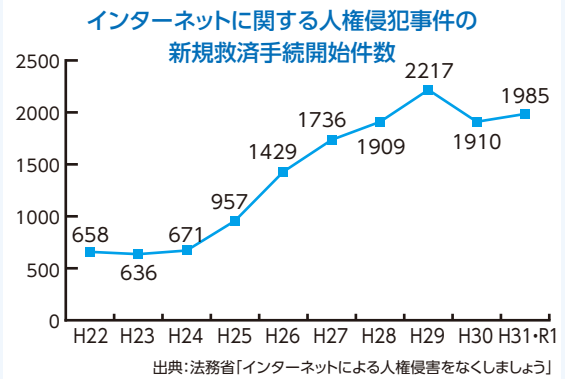
〈ネットと人権〉 加害者にも被害者にもならないためには	2~3
インタビュー オンラインの特性を理解しておくことが大切 大阪大学大学院人間科学研究科准教授 辻 大介さん	
〈子どもと人権〉 子どものSOSに対する「気づきの感度」を上げよう	4~5
インタビュー 一人で抱え込まず、情報を共有することが鉄則 大阪弁護士会 子どもの権利委員会委員 峯本 耕治さん	
〈団体紹介〉 NPO法人 関西こども文化協会	6
大阪府の取組紹介	7
〈トピックス〉 第39回 人権啓発詩・読書感想文募集・表彰事業の入選者が決定しました。	8

加害者にも被害者にもならないためには

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)は、思ったことを気軽に投稿したり、意見に共感してもらったりして、見知らぬ人とのコミュニケーションの輪を広げてくれます。また、災害時に情報を発信・収集する際も大きな役割を果たしています。その一方で、SNSは、不確かな情報、個人のプライバシー流出、他人への誹謗中傷などを広げてしまう危険性をはらんでいます。SNSでの誹謗中傷によって、一人の人間を死に追い込んでしまうなど凶器になることさえあるのです(※)。

今回は、SNSの特性を踏まえながら、なぜ誹謗中傷をしてしまうのか。自分が被害にあったらどうすればいいのかなどについて、大阪大学大学院人間科学研究科准教授の辻大介さんにお話を伺いました。

※大阪府の取組(P.7)に大阪府と大阪大学人間科学部との共同研究について記載しています。



オンラインの特性を理解しておくことが大切

大阪大学大学院人間科学研究科准教授 辻大介さん

▶ ネット上の誹謗中傷はいつから?

SNSで誹謗中傷が行われるようになったのは、「mixi」(2004年開始)が登場した2000年代のはじめ頃ではないでしょうか。mixiは、「友達承認」をすませた限られたメンバー内で会話し、投稿は実名でした。その後、人気を博したのが「Twitter」(2008年開始※日本語版)です。mixiと異なる最大の特徴は「匿名性」。Twitterは、自分が誰であることを示さずに投稿できます。さらに、見知らぬユーザー同士で膨大な数のフォローがあり、誰かが個人に対する誹謗中傷をつぶやけば、「リツイート」機能(他人の投稿を引用して再投稿)によって、またたく間にしかも、大規模に拡散されてしまう可能性があります。

誹謗中傷の行為自体は、人類史上、延々と続いてきました。それがIT技術の進歩によって、誰もが気軽にインターネットへアクセスできる環境が整い、誹謗中傷もそこに持ち越されたというのが実態だと思います。

▶ オンラインで態度が変わる?

オンラインでのコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションよりも、トラブルが生じやすいことが実験研究でも明らかになっています。リアルな場では決して言わないことでも、オンラインでは「言ってもいい」と思



る錯覚が生じます。このように、インターネット上の対話で社会のルールや規範を無視し、実生活では、かかるはずの抑制がネット上で効かなくなることを「オンライン脱抑制」(Online disinhibition effect)と言います。オンライン脱抑制を引き起こす主な原因は、身元を隠せる「匿名性」や誰からも見られず、相手の顔も見えないという「不可視性」にあります。

誹謗中傷をする人の多くは、正義感からくるものです。例えば、新型コロナウイルス感染防止において政府が外出自粛を要請すると、オンライン脱抑制が効いてい

る中、本人は「感染防止のため」という正義を盾に、他人の外出先からの投稿に対し、「出歩くのは不謹慎だ」と攻撃します。さらに「私もそう思う」「怒るのも当然だ」といった賛同する意見が集まれば、「コロナ感染拡大防止のために正しいことをしている」と錯覚してしまうのです。

▶ はかり知れない被害者のダメージ

一方、誹謗中傷された被害者からは、どのように見えるのでしょうか。加害者は、一度、メッセージを流しただけであっても、メディアの特性上、拡散されてしまうこともあります。自分に対して何百人、何千人から悪意あるメッセージを受けた被害者のダメージははかり知れず、世の中のすべてから攻撃されたように感じるでしょう。傷ついた名誉の回復は容易ではありません。何気ない投稿であっても、拡散によって何十倍にもなって相手の心に突き刺さってしまうことも珍しくないのです。

このように誹謗中傷をする側と受ける側では、まったく見え方が違います。

▶ 誹謗中傷は犯罪となりうる行為です

ネット上で誹謗中傷を行うと「侮辱罪」や「名誉毀損」などの罪に問われます。「プロバイダ責任制限法」のもと、発信者を特定し、身元をつきとめて裁判を起こすこともできます。

しかし、そのためには時間と費用がかかります。発信者の特定だけで1年かかる場合もあります。とりわけ特定の

個人に多数の人が同種の不法行為を集中させる「殺到型不法行為」においては対象が多いため、被害者の負担は相当に大きいでしょう。さらに、殺到型不法行為においては、法的責任を加害者で分けるため、一人に問われる責任は軽くなり、問題の抑制につながらないのです。

もしも、誹謗中傷の被害にあったら、ひとりで抱え込まず、まずは、身の周りの信頼できる人、相談できる機関を頼りましょう。ネットと人権に関する人権団体や公的な相談窓口を利用しましょう。

▶ その言葉、メガホンで叫べる？

ネットから誹謗中傷をなくすために、私たちができることは「加害者にならないこと」です。「相手からみて自分の言葉がどう受け止められるか」というところに想像力を働かせなければなりません。

怒りや正義感をSNSにぶつけたくになったら、こう考えてみてください。繁華街、通行人が行き交う公衆の面前で、一人の人格を持つ人間に向かって、メガホンでその言葉を叫ぶことができるのかということ。「とてもできない」と思ったら、その言葉は、ネットにも書き込んではいけません。また、ネット上で誹謗中傷する投稿を見かけたら、「いいね」や「リツイート」ではなく、「報告」「通報」をクリックし、SNS事業者に削除依頼をしましょう。

SNS上のコミュニケーションにおいても、現実の生活と同じようにルールやモラルを守り、SNSの正しい利用を心がけたいものです。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

■ SNSでお悩みの方

#NoHeartNoSNS (ハートがなければSNSじゃない)

SNS上のやりとりで悩む方のための特設サイト。総務省、法務省および一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構の共同開設 <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

■ 相談窓口

大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託して実施しています。

☎06-6581-8634 ✉so-dan@jinken-osaka.jp

誹謗中傷ホットライン

インターネット企業有志の会員により構成される一般社団法人セーフターインターネット協会(SIA)によって運営されており、ネット上の誹謗中傷を本人に代わり国内外のプロバイダに削除を依頼します。

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

国(法務省)の人権相談窓口

全国の法務局・地方方法務局における面接または電話による相談です。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110(受付時間 平日8:30~17:15まで)

違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼について専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っています。(総務省支援事業)

<https://www.ihaho.jp/>

子どものSOSに対する「気づきの感度」を上げよう

いじめは、どこの学校でも、どの子どもにも起こり得るものです。また、どの子どもも被害者になり、加害者にもなる可能性があります。一見、仲よく遊んでいる子どもたちの間にも、いじめが進行しているかも知れません。いじめ対策が進んでいる一方で、子どもたちのSOSに、先生も保護者も気づかず、気づいていても放置されたり、適切な対応ができず、被害を受けた子どもが転校したり、命を失ってしまうことがあります。大人たちが連携しながら、子どもたちの安心安全の環境を守りたいものです。

今回は、大阪府立学校いじめ防止対策審議会会長で、スクールロイヤーとしても活動している弁護士の峯本耕治さんに、いじめの傾向と対策などについてお話を伺いました。



一人で抱え込まず、情報を共有することが鉄則

大阪弁護士会 子どもの権利委員会委員 峯本 耕治さん

本人が心身の苦痛を感じていれば「いじめ」

文部科学省の「2019年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、いじめの認知件数は、前年度より6万8,563件増え、過去最多の61万2,496件。なかでも小学校で増加傾向が続いています。

内容は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった軽いものが過半数。その他は多い順に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」と続きます。

増加の要因は、いじめが「認知される数」が増えたことにあり、いじめの取組が進んできたと評価していいでしょう。いじめの定義については「いじめ防止対策推進法」（2013年施行）で広がりました。いじめは、支配関係や上下関係、属性、継続性に関係なく、心理的・物理的影響を与える行為（インターネット上のものを含む）があり、「被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じているもの」すべてを指します。子ども同士の軽いけんかであっても、被害者の子が「しんどい」と感じたら、いじめに該当します。

重大事態に発展したら

法律では重大事態を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた



疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されています（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

大阪府では、重大事態を教育委員会が認定し、府知事に報告し、事実関係を明確にするために特別調査を行います。学校もしくは教育委員会のもとに設置された、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家を含む第三者委員会である「いじめ対策審議会」において調査し、必要に応じて適切な対処をします。

仲のいいグループ内でも発生

重大事態の中には、一見すると仲のいいグループや部活内で起こったケースが少なくありません。冷やかしかからかいなどの小さな出来事が継続化し、「1対多数」

となり、クラス全体で孤立してしまうこともあります。子どもたちは、常に安全安心の居場所を求めています。グループ内でどういうポジションにいるかが重要で、そこから排除されたら非常にしんどいです。仲のいいグループ内でいじめにあうことは、本人も自尊感情が下がるので認めたくない。かといって、居場所を失うのは恐いため離脱もできないし、その「しんどさ」を相談できる仲間もいません。一方、先生からは、仲のいいグループにしか見えないため、見過ごされ、重大事態に至ってしまいます。

さらに実態を把握しにくいのが、SNS(LINE)上のいじめで、全体の大きなウェイトを占めています。LINEのステータスメッセージ(通称ステメ)※に読む人が読めばわかる悪口を書いて仲間と共有したり、盗撮的な画像を拡散したりするなどがあります。「こんな(画像が)回ってた」と子どもから聞いて初めて先生が把握でき、即対応というケースが多いようです。先生や保護者は、本人の了解を得ずに画像を拡散だけでいじめや、名誉毀損など犯罪に該当する場合があることを子どもたちにしっかり伝えておく必要があります。

「チーム対応」が義務化

「いじめ防止対策推進法」では、いじめが発生したら、「チーム対応」が義務づけられています。スクールカウンセラーやスクールロイヤー(弁護士)などを含む組織である「いじめ対策委員会」において調査を行い、傷つきの程度、不安、自尊感情などをアセスメント(見立て)し、子どもに応じたプランを作成し、実践していきます。

重要なのは、いじめの発見を担任や養護教諭など1人の先生の感度にゆだねないこと。「最近、元気がない」「給食時にグループの輪からはずれるようになった」など

子どもの変化があっても、1人の先生では軽視してしまうことがあります。また、先生が1人で判断し、抱え込んでいる間に、深刻化するケースが多く見られます。シグナルを発見したら直ちに「いじめ対策委員会」に連絡しなければなりません。

子どもが考える「いじめ予防対策」

いじめの問題は、学校を中心に動いていますので、親が子どものSOSに気づいたときも学校に連絡しましょう。子ども自身が被害にあったり、いじめの現場をみたりしたときは、身近にいる信頼できる大人に必ず伝え、相談された大人は学校に連絡してください。

いじめを予防するには「いじめ予防教育」を学校教育に位置づけ、特にSNSなどのコミュニケーションにおいて、誤解を招く表現の具体例とリスクを伝える事が大切です。

「子ども向けのいじめ研修」としては、弁護士などの専門職を活用した人権教育、SNS事業者によるコミュニケーションやソーシャルスキルの教育、子ども主体の研修が必要だと考えています。子ども主体の研修は、自分たちの内面を振り返り、「どんなときにいじめてしまうのか」を考えてもらうというものです。

以前、子どもたちを対象にしたアンケートでは、加害者になったことがある子が9割、被害者になった子が9割という結果が出ました。すなわち、誰もが被害者にも加害者にもなり得るということです。

子どもの健全な成長に必要な安心・安全・愛情のある居場所が今、脅かされています。大人が見えないところを見るように意識し続け、いち早くいじめを発見することで、環境改善につなげていきたいものです。

※LINEのプロフィールでアカウント名の下に表示される短文メッセージ

⇒大阪府教育センター「すこやか教育相談」

電話、Eメール、FAX、LINEによる相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。

●子どもからの相談(すこやかホットライン)

【電話】06-6607-7361

月曜～金曜 9時30分～17時30分(祝日、年末年始は除く)

【Eメール】sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

【LINE相談】すこやか相談@大阪府

●保護者からの相談(さわやかホットライン)

【電話】06-6607-7362

月曜～金曜 9時30分～17時30分(祝日、年末年始は除く)

【Eメール】sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

【FAX】06-6607-9826

⇒24時間子供SOSダイヤル

夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができます。

【フリーダイヤル】0120-0-78310(全国共通)

⇒子どもの人権110番(法務省)

悩みを誰に相談していいかわからない時は、ひとりで悩まず電話してください。

【フリーダイヤル】0120-007-110

平日 8時30分～17時15分

⇒子どもの人権SOS-eメール(法務省)

先生や親に言えない悩みを、下記のホームページから送信すると、メールや電話などでお答えします。

●子ども <https://www.jinken.go.jp/soudan/ch>

●大人 <https://www.jinken.go.jp/soudan/ja>

団体紹介

NPO法人

関西こども文化協会

「関西こども文化協会」について

子どもには生まれてきた時から「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を持っています。これは、1989年の国連総会で採択され、日本では1994年に批准された「子どもの権利条約」です。

関西こども文化協会は、この「子どもの権利条約」を指針とし、子どもが抱えるいじめや不登校、貧困などの悩み



や課題、困難を解決するため、そして、子どもが当たり前
に育つ社会をめざして、さまざまなサポート事業を行って
います。

主な活動内容

相談事業

■24時間子どもSOSダイヤル 電話相談事業

いじめ問題やその他の子どものSOS全般に悩む子どもや保護者が、24時間いつでも相談できるSOSダイヤル「0120-0-78310(なやみいおう)」の受付対応を行っている。

- ・大阪府 平日夜間(17:30~翌朝9:30)と休日(24時間)
- ・大阪市 平日夜間(19:00~翌朝9:00)と休日(24時間)

■児童相談所全国共通

虐待対応ダイヤル「189」等 電話相談事業

年々増加している虐待通告や子育て相談等に即時対応し、子どもを虐待から守る体制を強化するために、児童相談所全国共通の虐待対応ダイヤル「189」と、大阪府の夜間休日虐待通告専用電話を平日夜間(17:45~翌朝9:00)と休日(24時間)に受付対応を行っている。

また、大阪府子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを毎日24時間体制で受付対応を行っている。

■児童虐待相談にかかる児童の安全確認等業務

子ども家庭センターへの電話等による子どもの泣き声を主とした通告等の事案について家庭訪問を行い、当該児童・保護者との面談を通して児童の安全確認を行っている。その際、当該家庭が必要とする子育て支援サービスの情報提供を行っている。



上記のような委託事業または独自の事業を通して、貧困やいじめ、不登校、DVなど、さまざまな困難を抱える子どもと親の状況やSOSを受け止め、子どもにも親にもプラスになる循環を作っていくよう活動しています。

関西こども文化協会が大切にしていること!

取り組んでいる事業に共通するキーワードは、「子どもの声を聴くこと」。この「聴く」という行為は、一見消極的な行為に感じられますが、当事者が抱える問題や課題が整理され、解決への糸口や方向性が見えてくる可能性があります。そして、行政機関や医療・福祉関係、弁護士など専門家との緊密な連携を図り事業を展開しています。

NPO法人 関西こども文化協会
☎<https://kansaikodomo.com/>

大阪市中央区内平野町1-2-10 KGブライTONビル6階
☎06-6809-5613 ☎06-6809-5614 9:30~18:00(土・日・祝は休業)

大阪府の取組

「性の多様性に関する啓発ポスター」を主要駅に掲示しました。

「性の多様性理解増進条例」及び「パートナーシップ宣誓証明制度」を周知するための啓発ポスターを主要駅に掲示しました。

また、市町村・関係機関等へ配布していますので、是非ご覧ください。



▲「性の多様性理解増進条例」ポスター



▲パートナーシップ宣誓証明制度ポスター

「性の多様性に関する啓発動画」を放映しました。

「性のあり方は、人それぞれ」であることを広く知っていただくために令和3年3月に、性の多様性に関する啓発動画を、府内映画館や主要駅などの電子看板(デジタルサイネージ)で放映しました。また、令和3年度以降も、映画館等で放映を予定していますので是非ご覧ください。



令和2年度「性の多様性を考えるセミナー 性的マイノリティに寄り添う取組について、事業者としてできることを考える」をオンライン開催しました。

本セミナーでは、性の多様性に関する課題や具体的な取組事例を、基調講演、当事者へのインタビュー、パネルディスカッションなどを通じて当事者が抱えている悩みや、先進的に取り組んでいる企業の取組の紹介を行いました。



インターネット上の人権侵害の解消に向けたシンポジウムをオンラインにて開催しました。

インターネット上の人権侵害の解消策について、大阪大学人間科学部と共同研究を行い、この研究の一環として、大阪大学大学院の学生などの参加によるシンポジウム(研究成果発表会)をオンラインにて開催しました。

また、その成果として、啓発リーフレット「SNSを凶器にするな。」を作成しました。

今後は、学校やカラオケボックス、コンビニ(ローソン)等に配布しますので是非ご覧ください。





第39回

人権啓発詩・読書感想文募集・表彰事業の入選者が決定しました。



大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学(部)生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今回は、詩・読書感想文部門あわせて1051作品(詩960作品、読書感想文91作品)の応募があり、その中から30作品が入選しました。

入選作品集(A5版64ページ・無料)を作成しましたので、ご希望の方は大阪府人権局(詳細下記)までお申し込みください(送料はご負担ください)。

詩の部門

小学校(小学部)低学年の部

へいわってどんなこと

大阪狭山市立東小学校 一年(当時) 岡 柚奈

へいわって

わたしがうまれたこと

みんなとあそぶこと

おいしいごはんを食べること

ランドセルをせおってがっこうに行くこと

とうちゃんとおふろにはいること

おふとんでねること

へいわって

うれしいこと

たのしいこと

みんながへいわだったらいね



令和3(2021)年3月発行

発行／大阪府府民文化部人権局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286

http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jinken/

編集／株式会社アド・エモン

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1-23 丸丹ビル306

TEL:06-6358-1010 FAX:06-6358-1011

<http://www.ad-emon.com>

「そうぞう」
とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように—そんな思いが込められています。